

第1回長井市小・中学校教育環境等検討委員会

日時：令和8年8月18日（火）13時30分～
会場：長井市役所庁議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員紹介

5 委員長及び副委員長選出

6 諮 問

7 議 事

（1）長井市小・中学校教育環境等検討委員会について

（2）施設の現状及び長井市の児童・生徒数の今後の予測について

（3）生徒向けアンケートについて

8 講 話

講師：文部科学省大臣官房人事課課長補佐 加賀俊策 様

文化庁参事官(芸術文化担当)付クリエイター等育成係 森下優志 様

演題：「文部科学行政の最近の動向について」

9 今後の進め方についての意見交換

10 そ の 他

次回検討委員会：令和8年10月6日（火） 14時から 長井市役所2階庁議室

11 閉 会

長井市小・中学校教育環境等検討委員会委員名簿

(委員)

区 分	氏 名	役 職	備 考
1号委員	竹田 洋	長井小学校 校長	
1号委員	目黒 孝博	長井北中学校 校長	
1号委員	戸屋 学	山形県立米沢養護学校 校長	
2号委員	坂野 智樹	長井小学校PTA会長	
2号委員	井上 睦男	致芳小学校PTA副会長	
2号委員	安部 卓也	西根小学校PTA会長	
2号委員	片倉 堅二	平野小学校PTA会長	
2号委員	今 俊介	豊田小学校PTA副会長	
2号委員	佐藤 喬司	伊佐沢小学校PTA会長	
2号委員	横山 幸明	長井南中学校PTA会長	
2号委員	菅野 弥則	長井北中学校PTA副会長	
3号委員	竹田 信一	長井市地区長連合会 会長	
3号委員	新野 弘明	長井市コミュニティ協議会事務局長	
4号委員	四釜 幹久	白ゆり保育園父母の会 副会長	
4号委員	鈴木 良昭	社会福祉法人白山優心会 理事長	
4号委員	遠藤 真弓	豊田児童センター館長	
5号委員	澁江 学美	山形大学大学院実践研究科教授	
5号委員	大津 君彦	長井市社会教育委員	
5号委員	梅津 義徳	長井市社会福祉協議会常務理事	
6号委員	飯澤 敦司	公募委員	
6号委員	工藤 友子	公募委員	

(アドバイザー)

氏 名	役 職
加賀 俊策	文部科学省大臣官房人事課課長補佐(併)組織総括係長
森下 優志	文化庁参事官(芸術文化担当)付クリエイター等育成係

(オブザーバー)

氏 名	役 職
平田 文彦	教育長職務代理者
小野 卓也	教育委員
鈴木 奈美	教育委員
長沼 真知子	教育委員

(事務局)

氏 名	役 職
土屋 正人	教育長
新野 幸博	教育次長
鈴木 幸浩	厚生参事兼福祉あんしん課長
三浦 美佐子	子育て推進課長
鈴木 満成	地域づくり推進課長
本木 誉司	学校教育課長
今野 透	学校教育課補佐兼子ども未来創造室長
桑嶋 徹	教育総務課長
小阪 寛幸	教育総務課補佐兼環境整備係長
長澤 春香	教育総務課教育総務係長
内谷 繁央	教育総務課環境整備係主任

(1) 長井市小・中学校教育環境等検討委員会について

①検討委員会の目的

長井市総合計画・長井市教育振興計画・長井市立地適正化計画等に定める市の将来像等及び今後の児童生徒数の動向等を踏まえながら、長井市の教育施策の目標の実現に向けて、地域の特色等を活かし、地域で子どもを見守り、育てるため、小学校、中学校における教育の特性に応じ、それぞれに求められる整備すべき教育環境の方向性を決定することを目的とする。

②検討委員会の組織について

(1) 検討委員：21名

(2) オブザーバー：4名（教育委員）

(3) アドバイザー：

文部科学省大臣官房人事課課長補佐（併）組織総括係長 加賀俊策 氏
文化庁参事官（芸術文化担当）付クリエイター等育成係 森下優志 氏

(4) 事務局：教育長

教育次長

地域づくり推進課長、福祉あんしん課長、子育て推進課長、
学校教育課長、教育総務課長 ほか

③検討の方向性について

令和5年3月の長井市小中学校将来構想検討委員会からの提言書を踏まえながら、小学校、中学校の単位で検討を行い、教育の特性に応じた教育環境の整備方針を決定します。

☆中学校

○中学校における今後の生徒数の推移を見据えた教育環境のあり方の検討

☆小学校

○地域生活拠点における小学校の教育環境のあり方の検討

☆地域の核としてあるべき学校の姿の検討

・学習環境のあり方 ・地域とのかかわり ・他施設との連携 など

☆少人数での教育環境の検討

④今後のスケジュールについて

全体スケジュール（案）

	検討事項	会議体	備考
令和 8～9年度	将来のあり方 (中学校を先行して検討する)	検討委員会	「方向性」の決定まで
令和8年度～	学校の運営及び施設整備のあり方	市長部局を中心とした検討委員会	それぞれの学校の運営及びそれに付随した施設整備のあり方を検討
令和10年度	方針決定	総合教育会議	方向性の明文化、広報

※以降のスケジュールは「方向性」の内容による。下記は、仮に中学校が「再編」となった場合。

中学校の進め方

令和11～13年度	(仮称)再編整備計画	再編整備計画検討委員会	市民説明会、議会説明
令和14～16年度	設計～改修工事など	開校準備委員会	随時、議会報告や広報
令和17～18年度	再編後の形態での開校		

※以下は、仮のスケジュール案として作成。

小学校の進め方

	検討事項	会議体	備考
令和10年度～	方向性に関する地域住民との意見交換会		
	具体化に向けた準備検討	〇〇地区地域生活拠点整備検討委員会	先行できる地区から動く
令和〇年度	〇〇地区地域生活拠点整備計画の策定	〇〇地区地域生活拠点整備計画策定委員会	
	整備すべき拠点の内容の検討		
令和〇年度	整備事業着手 (設計等)		
令和〇年度	整備事業(工事等)		
	整備完了・利用開始		

令和8年度のスケジュール（案）

	会 議	協 議 事 項 等	備 考
8月18日 (火)	【第1回 検討委員会】	(1)委員委嘱 (2)諮問 (3)事務局説明 (4)講話 (5)意見交換	
10月6日 (火)	【第2回 検討委員会】 (中学校)	(1)前回の振り返り (2)事務局説明 (各校の生徒クラス数の推移、他自治体の状況 など) (3)協議 テーマ：これからの教育環境について大事にしたいこと	
12月21日 (月)	【第3回 検討委員会】 (中学校)	(1)前回の振り返り (2)事務局説明 (アンケート結果 など) (3)協議 テーマ：理想とする中学校のあり方	以降については、議論の内容、進展に応じ順次変更します。
2月8日 (月)	【第4回 検討委員会】 (小学校・中学校)	(1)アドバイザーによる助言（事例・視点等について） (2)事務局説明 (3)協議 ①中学校の方向性について ②小学校に関する意見交換	

令和9年度のスケジュール（案）

	会 議	準備事項・協議事項等	備 考
5月	【第5回 検討委員会】 (小学校)	(1)令和9年度の進め方、前回の振り返り (2)事務局説明 (3)協議	
7月	【第6回 検討委員会】 (小学校)	(1)前回の振り返り (2)事務局説明 (3)協議	
9月	【第7回 検討委員会】 (小学校)	(1)前回の振り返り (2)事務局説明 (3)協議	
10月	総合教育会議	報告、協議（検討委員会における検討の状況）	
12月	【第8回 検討委員会】	(1)協議（「中学校の方向性(最終案)」及び 「小学校の方向性(最終案)」について） (2)答申	
2月	市議会全員協議会	議会報告	

6 まちづくりの基本目標

目指すまちの姿を実現していくために、分野ごとの基本目標を次のとおり定めます。
「4 まちづくりの課題」で挙げた5つの課題は、分野を横断した課題として捉え、それぞれの基本目標のなかで5つの課題を念頭に置いた取組みを進めていきます。

基本目標1 「安心して健やかに暮らせるまちづくり」

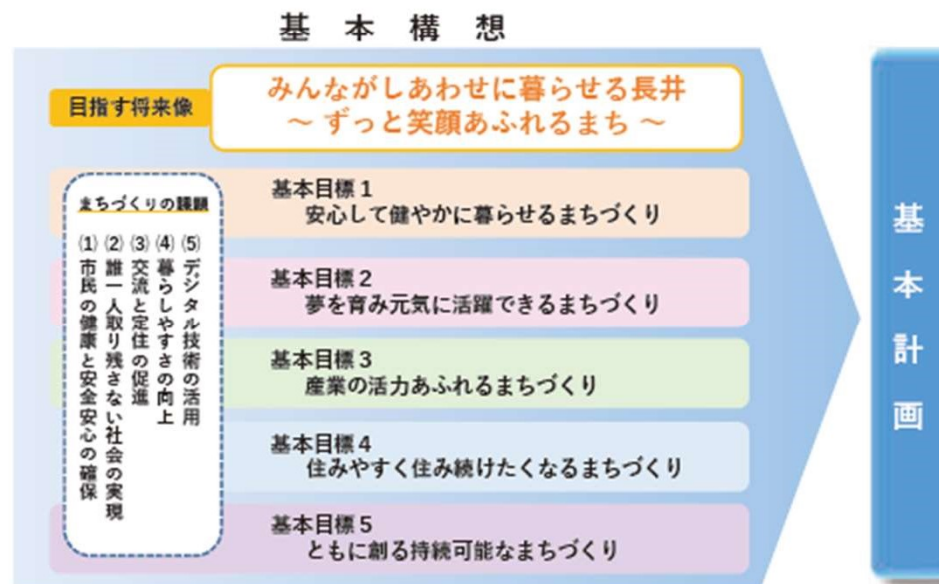
基本目標2 「夢を育み元気に活躍できるまちづくり」

基本目標3 「産業の活力あふれるまちづくり」

基本目標4 「住みやすく住み続けたいまちづくり」

基本目標5 「ともに創る持続可能なまちづくり」

■ 基本構想の構成イメージ



基本目標1 安心して健やかに暮らせるまちづくり（健康・安心・安全分野）

複雑・多様化する災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関、行政、企業、地域、市民がともに連携しながら、危機管理体制や地域防災力[※]を高め、安全安心なまちを目指します。

これまでレインボープランなどで培ってきた循環の理念の輪を広げ、2050年カーボンニュートラル[※]の実現を目指し、住みよく環境にやさしいまちづくりを推進します。

市民が安心して生活できるよう、交通事故や犯罪の少ないまちを目指します。また、悩みや問題を抱える市民が気軽に相談できる窓口を設けることで、心を和らげ心配事のない暮らしの実現を目指します。

様々なライフステージに合わせ、生活習慣病の発症予防、重症化予防、健康寿命[※]の延伸を図り、市民一人ひとりが健やかに生きることができる社会の実現を目指します。また、妊娠・出産・子育て期までの切れ目ない支援や、介護・医療・保健の一体的な取組みなどによって、地域で安心して過ごすことができる体制を充実していきます。

高齢者や障がい者、生活に困窮している低所得者も含め、すべての市民が社会の一員として安心してその人らしい生活を将来にわたり送ることができるよう、福祉サービスの充実を図り、地域全体で支え合うまちを目指します。

こどもの健やかな成長のため、子育てに安心とゆとりが持てるような支援や、保育を必要とする家庭のニーズに沿った預かりの場を提供します。また、子育てに係る各種相談の場と、親子の遊びと交流の場による子育てしやすい環境をつくり、安心してこどもを産み育てることができるまちを目指します。

基本目標2 夢を育み元気に活躍できるまちづくり（教育・生涯活躍分野）

こども達が心豊かに生きる力としなやかな心を育み、一人ひとりの夢の実現に必要なキャリアを形成していくための力を身に付けていくことを目指します。また、学校が、こども達にとって幸福や生きがいを感じられる学びの場となるための教育環境づくりと、安全を守り安心で豊かな学校環境づくりに取り組めます。

社会教育の充実によって、地域づくりを担う青少年を育成するとともに、遊びと学びの交流施設「くるんと」における居場所機能の充実や多世代の交流の場、学習機会の提供に取り組めます。また、こどもから大人までが地域で様々な学習に参加しふれあいながら、豊かな心を養い、教養を身につけることで、地域の教育力の向上や地域づくりにつなげていきます。

長井市の文化財を適切な管理で次世代に伝えると同時に、文化財に触れる機会を創出することで市民の関心を高め、シビックプライド[※]の醸成につなげます。また、芸術作品に親しむ機会の創出とともに、文化都市長井の次世代の担い手の育成を目指します。

年齢や性別はもとより、ライフスタイルの変化や持続可能な社会といった要請に応えるため、生涯スポーツに対する価値の創造とスポーツ施設の整備に取り組み、健康づくりの基盤となる「市民ひとりースポーツを楽しむ元気なまち」を目指します。

【基本理念】 「長井の心」を育む文教のまち

『長井の心』を基本に、それぞれの夢を大切に、
幸せや生きがいを感じながら生きることのできる
人づくりを目指す。

- 【教育施策の目標】
- 目標1 豊かに生きる力・しなやかな心を持つ子供を育むまち
 - 目標2 学校・家庭・地域が連携・協働するやさしいまち
 - 目標3 市民誰もが幸せや生きがいを感じる元気なまち

教育の
大綱

《 基本施策1 》	《 基本施策2 》	《 基本施策3 》	《 基本施策4 》
子供たちが笑顔で楽しく 過ごせる学びの場づくり	子供たちが安全で快適に 過ごせる学校環境の整備	学校と地域が共に子供を 育む教育の推進	多様な活動とつながりが 生まれる学びの推進
(1) 夢を実現する力の育成 (2) 多様性を尊重した特別支援教育 の推進 (3) GIGAスクール構想とICT教育 の推進 (4) 心と体の健やかな成長の推進 (5) 教職員研修の充実と指導力の 向上	(1) 安全・快適な学校環境の整備 (2) 安全安心なスクールバスの運行 (3) 安全でおいしい給食の提供	(1) スクール・コミュニティの推進 (2) 地域と学校の協働活動の充実 (3) 家庭と地域の教育力の向上 (4) 中学生のスポーツ・文化活動の 地域連携	(1) 次代を担う青少年の健全育成 (2) 多様な生涯学習活動の推進 (3) 心を豊かにする読書活動の推進
■基本施策の成果指標 学校に行くのは楽しいと思う児童 生徒の割合	■基本施策の成果指標 学校トイレの洋式化率	■基本施策の成果指標 教育・青少年育成・子育て家庭支援 の地域活動に参加している人の割合	■基本施策の成果指標 生きがいがあると感じている市民の 割合

【現状と課題】

- ・予測困難な時代にあって様々な社会課題に対応するために、教育の果たす役割は重要性を増している。このような中で国の教育振興基本計画では、一人ひとりのウェルビーイングの向上や社会の持続的な発展のため、教育を通して社会の担い手を育成することが指針として示されている。
- ・長井市においても、市民の幸せや地域を支える人材の育成が不可欠。特に、子供たちが幸せを感じられる地域を創ることが、これからのまちづくりの重要な視点となる。また、子供たちのウェルビーイングを支える要素と言われている学力、学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどを保護者や学校、地域の人々が協力し合って整えていくことが今後の課題であり、各種教育施策の実施により、対応していく必要がある。

参考3 長井市立地適正化計画（抜粋）

（2）地域拠点の形成方針について

人口減少や高齢化が進む中山間地域等では、小規模な集落が広い範囲に点在しているため、診療所や商店等の暮らしに必要な生活サービスが徐々に失われていくことが想定されます。

「小さな拠点」とは、小学校区等、複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散しているさまざまな生活サービスや地域活動の場等を「合わせ技」でつなぎ、人やもの、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくる取り組みです。

本市の地域中心集落においては、地域の従来の中心的な機能を有効に活用する「小さな拠点」の考え方により、地域生活の利便性の維持・向上を図り、住み慣れた地域に住み続けられる地域づくりを進めます。

図 「小さな拠点」づくりの取り組みイメージ



出典：「地域生活を支える小さな拠点づくりの手引き概要版」

（内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局）

参考4 長井市小中学校将来構想検討委員会提言書

4. 検討の経過と提言書との対応

検討の経過と、提言書との対応は次のとおりです。

【検討の経過】

①「子供」の理想の姿

- (i) 将来の社会を担う能力がある子供
- (ii) 世界と上手につながっていきける子供
- (iii) 課題を見つけ、解決への道筋を作る子供
- (iv) 個性を発揮し、社会へ影響を与える子供
- (v) “ふるさと”とのつながりを大切にする子供
- (vi) 笑って楽しく過ごせる子供

理想の実現に必要な力

授業・活動

他者との関わり

体験・経験

②「学校」の理想の姿

- (i) 子供の“やりたい”を実現できる学校
- (ii) “主体的な学び”にチャレンジできる学校
- (iii) 多様な専門的な学びを選択できる学校
- (iv) 個人のペースでじっくり才能を伸ばせる学校
- (v) 世界とつながり国際感覚を育む学校
- (vi) 安心感と自己肯定感をみんなで高め合う学校
- (vii) 学校の中に“学校じゃない場所”がある学校

③「子供を支える地域」の理想の姿

- (i) 子供の得意なことを伸ばしてくれる地域
- (ii) 地域主体の課外授業が盛んな地域
- (iii) 顔なじみの交流と絆がある地域
- (iv) 子供一人ひとりを認め、受け皿となってくれる地域
- (v) 長井の文化・行事・遊びを通し、オープンで楽しい交流が出来る地域

理想に至るまでの懸念や課題

具体的な取組

①「学び」に関すること

- (i) 子供が主体性をもって選べるカリキュラムづくり
- (ii) 専門性へのチャレンジや活動の場づくり
- (iii) 幼児園や小中学校の9年間を貫通した教育計画
- (iv) ICTやオンラインを活用した学び
- (v) 子供のやりたいことを抱き上げる取組

②「学校・地域の環境づくり」に関すること

- (i) 地域の先生や外部の専門家による課外授業等への協力体制づくり
- (ii) 子供と大人が安心して絆を育めるコミュニティスペースづくり
- (iii) 地域が主体となった子供のチャレンジの場や放課後の受け皿づくり
- (iv) 地域の中で一貫して学べる環境づくり

提言書としてのまとめ

【提言書】

●現状 長井の子供を取り巻く社会／児童生徒数の推移／学校施設の状況

●課題 現状を踏まえた課題／これからの学校をどうするか

●捉えるべき視点

○子供の学びのあり方

- i) 「長井の心」を掲げ所にして
- ii) 学びのこれから

○学校のあり方

- i) ICTの活用と多様化への対応
- ii) 地域の力を学校へ

①目指す理想の姿

【目指す子供像】

- 不確実で正解がない時代だからこそ、子供たちが安心して何事にも挑戦できる学校であってほしいと願います。たとえ失敗を経験したとしても、仲間と支え合い、再び挑戦する子供たちであってほしいです。その積み重ねが未来を切り拓く力となり、将来の長井市を支える力となっていきます。

【私たちが求める学びの姿】

- お互いが一人ひとりの個性を大事にして、理解し合えば、安心感が生まれます。
- 子供達自身が安心して生活し、自らの興味・関心をもちに主体的に多様な学びに取り組めるようになれば、理想とする学校に近づけると考えます。
- これは学校だけが取り組むものではなく、実現のためには地域の手も不可欠です。
- 授業への地域人材による協力、伝統行事やイベントへの子供たちの参加があり、活動を通して育まれるたくさんのコミュニケーションや絆が、子供も地域の人々も元気づけます。
- このような活動の場となる学校施設は、学校と地域が子供を縁として密接に関わる場所であることが望ましいと考えます。
- 長井市の学校は、真に地域に関わった場所として今後も整備・維持されていくことが期待されます。

②理想の実現のために

(i) 未来を切り拓くための確かな学力としなやかな心を育む

【具体的な取組の方向性】

- 一人ひとりの個性や挑戦することを大事にする教育
- 確かな学力を身に付けるための個別最適な学びと協働的な学び
- 多様性への理解や共存する心を育む教育
- 多様な専門性のある学びや探究的な学びの実践
- 世界とつながり、交流を深められる学び

(ii) 学校と地域が共に子供を育む環境を創る

【具体的な取組の方向性】

- 地域の先生による地域学習や学校支援ができる地域
- 子供の興味・関心や得意なことを引き出し、伸ばせる地域
- 子供と地域の大人が安心して交流できる学校づくり
- 学校と地域にある公共施設の一体的な整備
- 地域にある小学校から中学校まで一貫して学べる環境づくり

●これからの学校施設整備

①小学校は地域の核

②取組の方向性に沿った学校施設整備

（２）施設の現状及び長井市の児童・生徒数の今後の予測について

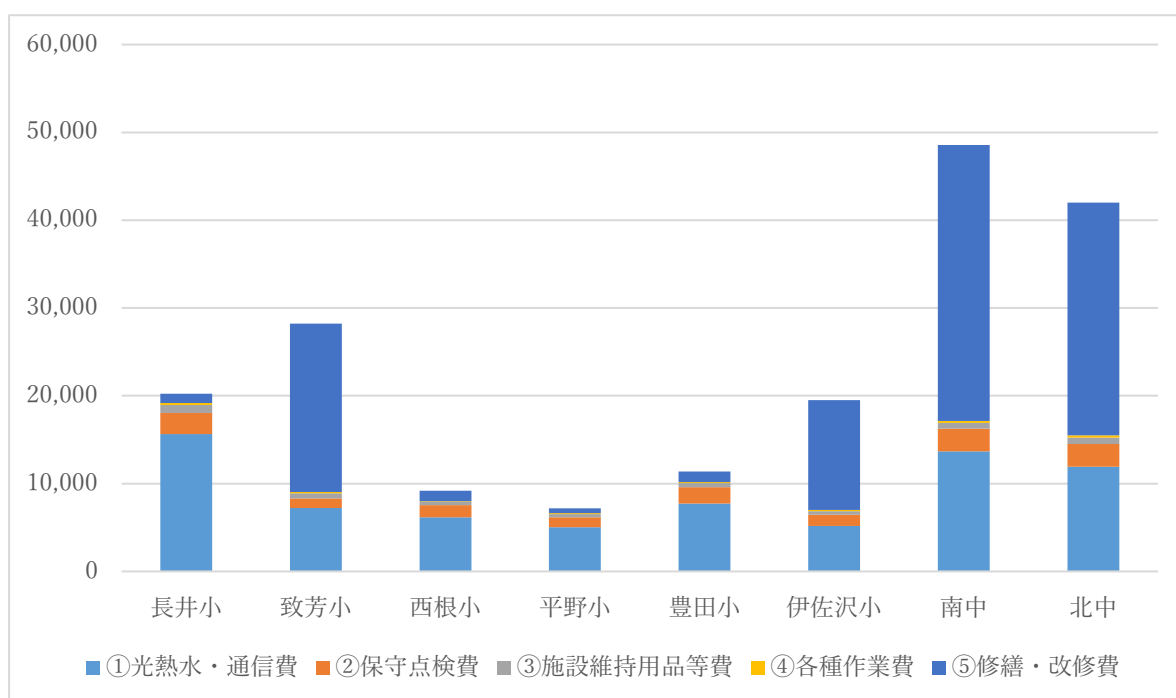
年間の維持修繕・管理費

令和２年度～令和６年度までの過去５年間に於ける学校教育施設の施設
関連経費の年平均を下表に示します。

【総括】維持修繕・管理費の年平均値

（単位：千円）

	長井小	致芳小	西根小	平野小	豊田小	伊佐沢小	南中	北中
各校面積	10,146㎡	4,282㎡	4,423㎡	3,076㎡	3,697㎡	2,799㎡	9,007㎡	8,913㎡
全校面積計	46,343㎡							
①光熱水・通信費	15,655	7,204	6,165	5,027	7,742	5,192	13,683	11,910
②保守点検費	2,382	1,102	1,377	1,121	1,834	1,278	2,586	2,609
③施設維持用品等費	912	603	354	391	478	397	649	736
④各種作業費	232	125	85	82	108	123	233	242
⑤修繕・改修費	1,062	19,191	1,194	563	1,204	12,524	31,414	26,508
各校合計	20,244	28,224	9,175	7,184	11,365	19,514	48,565	42,005
各校㎡単位	2.00	6.59	2.07	2.34	3.07	6.97	5.39	4.71
全校合計	186,276							
全校㎡単位	4.02							



長井市小中学校大規模改修等の実施状況

学校名	実施時期	内容	事業費（単位：千円）
長井小学校	昭和45年度	第2校舎改築	122,000
	昭和47年度	第3校舎改築	163,915
	平成13年度	第2校舎大規模改造工事	337,795
	平成22年度	第3校舎耐震補強・附帯改修工事	358,653
	平成24年度	体育館改築工事	614,494
	平成28年度	校舎空調設備設置工事	91,854
	令和 元年度	管理棟建設工事	548,381
	令和 元年度	体育館天井改修工事	25,607
	令和 元年度	第2・3校舎昇降機改修工事	36,396
	令和 3年度	屋内運動場空調設備設置工事	74,855
	令和 7年度	第2校舎トイレ改修工事	89,870
致芳小学校	昭和52年度	校舎改築工事	300,300
	昭和54年度	屋内運動場改築工事	122,000
	平成 5年度	多目的ホール棟建築工事	118,251
	平成23年度	校舎耐震補強・附帯工事	256,200
	平成24年度	体育館耐震補強附帯工事	90,594
	平成28年度	校舎空調設備設置工事	51,981
	令和 3年度	屋内運動場等空調設備設置工事	81,019
	令和 6年度	トイレ改修工事	93,060
西根小学校	昭和51年度	体育館改修工事	61,190
	昭和57年度	校舎建設工事	479,900
	平成24年度	体育館耐震補強・附帯改修工事	101,676
	平成26年度	校舎大規模改修工事	218,122
	令和 3年度	屋内運動場等空調設備設置工事	57,828
平野小学校	昭和58年度	校舎・体育館建設工事	417,200
	平成28年度	校舎大規模改修工事	323,586
	平成28年度	体育館大規模改修工事	169,344
	令和 3年度	屋内運動場等空調設備設置工事	52,987
豊田小学校	昭和60年度	校舎・屋内運動場建設工事	539,500
	平成26年度	校舎大規模改修工事	298,586
	平成27年度	体育館大規模改修工事	168,671
	令和 3年度	屋内運動場等空調設備設置工事	74,847
伊佐沢小学校	平成 元年度	校舎・屋内運動場改築工事	555,557
	平成28年度	校舎空調設置工事	33,318
	令和 3年度	屋内運動場等空調設備設置工事	56,538
	令和 5年度	トイレ改修工事	58,185

長井南中学校	昭和56年度	校舎建設工事	986,471
	昭和56年度	体育館建設工事	241,030
	昭和57年度	柔剣道場建設工事	80,000
	昭和57年度	プール建設工事	44,500
	平成 4年度	教室棟増築工事	33,764
	平成 8年度	エレベーター棟増築工事	18,901
	平成29年度	校舎空調設置工事	101,513
	令和 元年度	柔剣道場天井改修工事	22,638
	令和 3年度	屋内運動場等空調設備設置工事	142,963
	令和 4年度	トイレ改修工事	109,725
	令和 4年度	予防改修工事（Ⅰ期）	131,626
	令和 5年度	予防改修工事（Ⅱ期）	128,200
長井北中学校	昭和56年度	校舎建設工事	977,200
	昭和56年度	体育館建設工事	231,900
	昭和57年度	柔剣道場建設工事	85,000
	昭和57年度	プール建設工事	44,500
	平成29年度	校舎空調設置工事	111,975
	令和 元年度	柔剣道場天井改修工事	21,648
	令和 3年度	屋内運動場空調設備設置工事	111,853
	令和 4年度	トイレ改修工事	125,280
	令和 4年度	予防改修工事（Ⅰ期）外壁・屋根	147,290
	令和 5年度	予防改修工事（Ⅱ期）	137,170

今後の児童生徒数の推移について

■小学校児童数の推移（分析）

【小学校】令和13年度まで児童数が25.3%減。出生数100名程度で今後も推移すれば、現在の小学生との差で令和13年度以降も年平均約40名程度減少の見込み）各校で減少するが、特に西根小は令和12年度に初めて複式が発生する。

【中学校】南北中とも生徒数が大幅に減少する。これに伴い、学級数も大きく減少することから、教職員の配置にも多大な影響が見込まれる。

■小学校児童数の推移（表）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13
長井小	518 (18)	521 (19)	506 (19)	497 (19)	473 (18)	430 (16)
致芳小	110 (6)	103 (6)	92 (6)	96 (6)	81 (6)	88 (6)
西根小	91 (6)	76 (6)	72 (6)	65 (6)	58 (5)	48 (4)
平野小	117 (6)	110 (6)	107 (6)	97 (6)	84 (6)	73 (6)
豊田小	148 (6)	135 (6)	135 (6)	116 (6)	102 (6)	95 (6)
伊佐沢小	38 (4)	35 (4)	34 (4)	36 (4)	33 (4)	29 (4)
計	1,022	980	946	907	831	763

西根小：R12から複式有

R8→R13
児童数▲25.3%
学級数▲8.7%

上段：生徒数、下段：学級数(特支除く。年度での変動が見込まれるため)

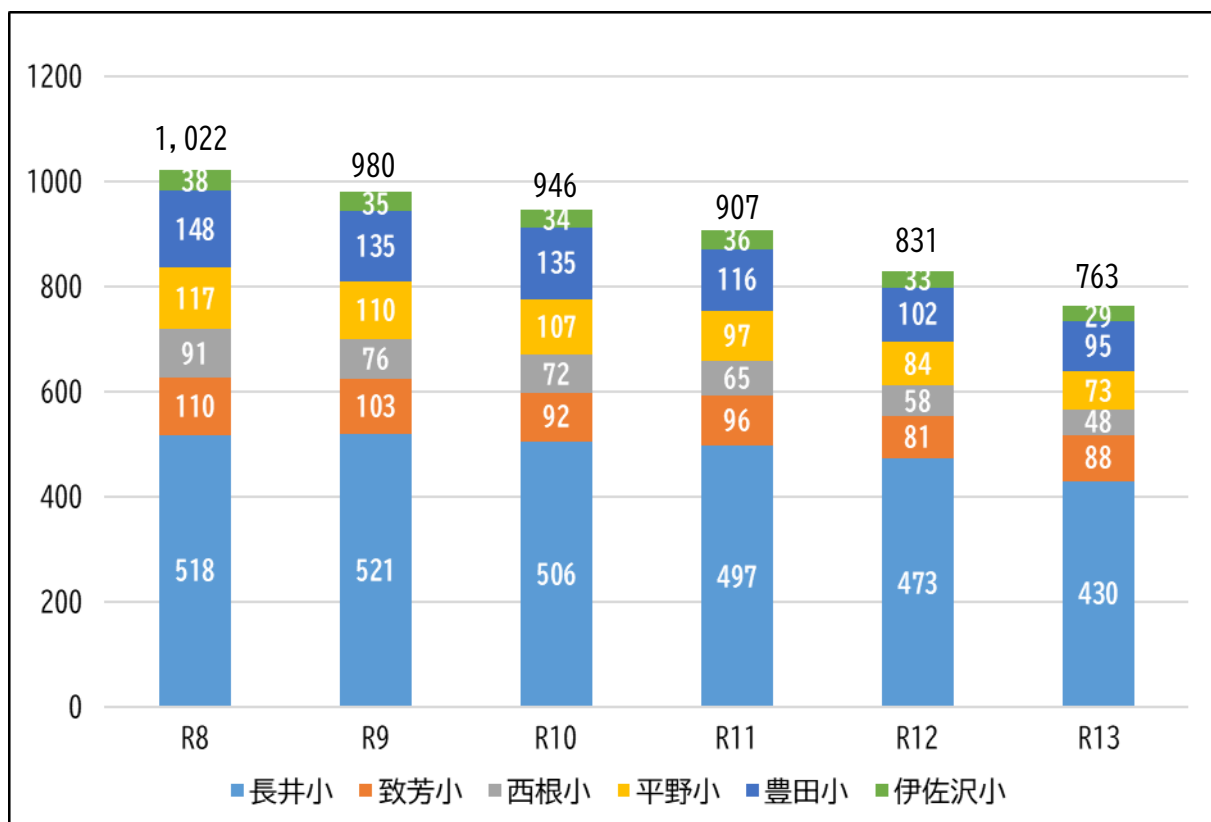
■中学校生徒数の推移（表）

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
長井南中	347 (12)	328 (12)	321 (11)	312 (11)	318 (11)	319 (11)	309 (10)	278 (9)	270 (9)	235 (8)	210 (7)	176 (6)	184 (7)
長井北中	239 (9)	241 (9)	234 (9)	224 (8)	209 (8)	214 (8)	213 (8)	206 (7)	167 (6)	170 (6)	150 (6)	154 (6)	128 (6)
計	586	569	555	536	527	533	522	484	437	405	360	330	312

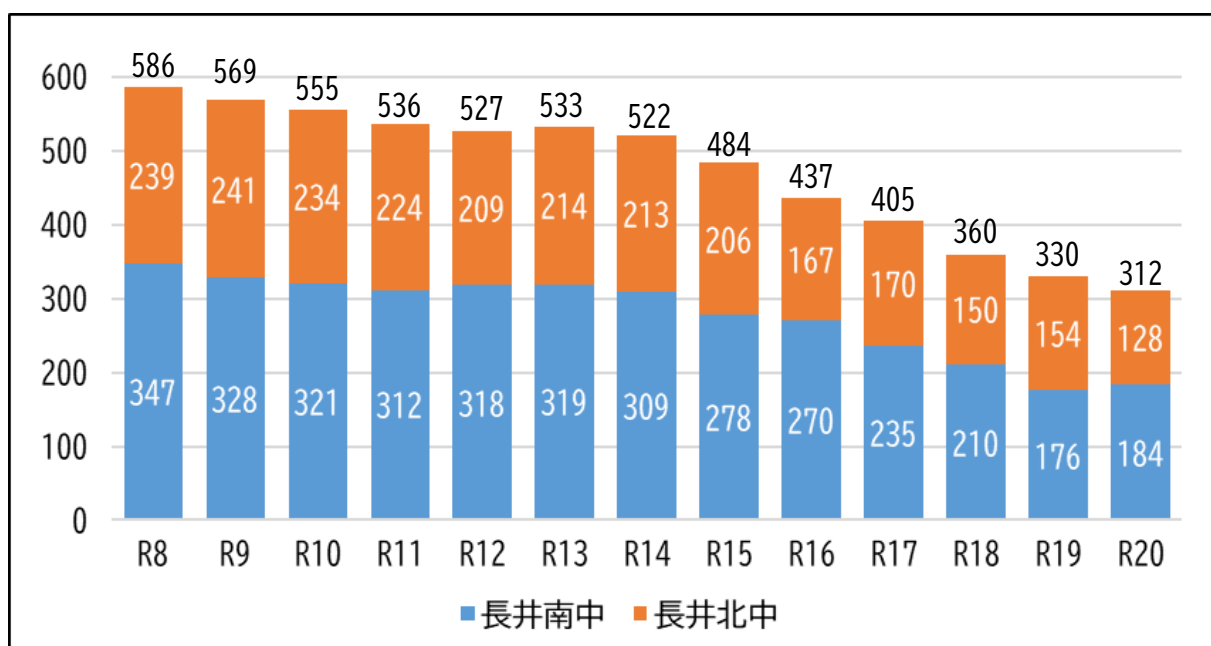
上段：生徒数、下段：学級数(特支除く。年度での変動が見込まれるため)

R8→R20
生徒数▲46.8%
学級数▲38.1%

■ 小学校児童数の推移（グラフ）



■ 中学校生徒数の推移（グラフ）



(3) 生徒向けアンケートについて

①調査の目的

現在の中学生に望ましい学校のあり方をどう考えているかを調査することにより、中学生の視点を取り入れた将来の中学校のあり方についての参考とするもの。

②調査対象者

長井南中学校、長井北中学校生徒全員

③調査項目

- ・自身のことについて（学年、学校）
- ・生徒数や学級数について
- ・通学時間及び通学方法について
- ・学校のあり方について
- ・自由意見

今後の望ましい学校のあり方に関するアンケート（生徒用）

長井市の中学校の生徒数が現在の５３３名から１０年後には３６０名に減少すると見込まれる中で、将来の中学校あり方について検討しています。

生徒数が減少する中で、将来の長井市の中学校のあり方について、こういった中学校であれば良いと思うかあなたの考えを教えてください。

1 あなた自身のことについてお聞きします。

Q1 : あなたの学年を教えてください。

- ①1年生 ②2年生 ③3年生

Q2: あなたの学校を教えてください。

- ①長井南中学校 ②長井北中学校

Q3：あなたの住んでいる地域を教えてください。

- ①中央地区 ②致芳地区 ③西根地区 ④平野地区 ⑤伊佐沢地区
⑥豊田地区

2 学校の人数やクラスの数についてお聞きします。

Q4：中学校では、1学年あたり何クラス程度が良いと思いますか。

- ①1～2クラス（現在より少ない） ②3～4クラス（現在と同じ）
③4～6クラス（現在より多い）

Q5：Q4で答えたクラス数について、そう思うのはなぜですか。次のうち、あなたの考えに近いものを全て選んでください。

- ①多くの友達ができ、多様な人と交流できそう
- ②クラス同士で競い合って高め合う環境をつくることができそう
- ③運動場や体育館、特別教室などの施設を余裕をもって使えそう
- ④体験的な学習や校外学習などを柔軟に行うことができそう
- ⑤体育大会や文化祭などの学校行事が、大勢で盛り上がって楽しそう
- ⑥様々な活動において一人ひとりがリーダーになる機会が多くなる
- ⑦クラスを超えた学習活動ができそう
- ⑧異年齢の学習活動を組みやすそう
- ⑨その他（ ）

Q6：中学校では、自分のクラスに何人ぐらい生徒がいてほしいですか。

- ①10人以下 ②11人～20人 ③21人～30人 ④31人以上

Q7：Q6で答えたクラスメイトの数について、あなたの考えに近いものを全て選んでください。

- ①一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援が受けられそう
- ②落ち着いた雰囲気、授業や学習に集中できそう
- ③クラス全員と顔見知りになり、親しい関係を築けそう
- ④授業中に発言したり、発表したりする機会が多くなりそう
- ⑤様々な考え方を知ることができ、視野が広がりそう

- ⑥多くの仲間と競い合ったり、協力したりすることで成長できそう
⑦多くの友達ができて、多様な人と交流できそう
⑧その他（ ）

3 あなたにとって望ましい通学時間と通学方法についてお聞きます。

Q8：家から出て、学校に着くまでの時間は、どのくらいまでなら時間がかかってもいいと思いますか。

- ①15分まで ②30分まで ③45分まで ④60分まで
⑤時間は問わない

Q9：登下校のときは、どのような手段で行くと良いと思いますか。良いと思うものを全て選んでください。

- ①徒歩 ②スクールバス ③保護者の送迎 ④自転車
⑤バス、鉄道等の公共交通機関 ⑥その他（ ）

4 学校のあり方についてお聞きします。

Q10：長井市にどんな中学校があるといいと思いますか。次のうち、自分の考えに近いものや良いと思うものすべて選んでください。

- ①興味や関心があることを追求できる学校
- ②自分のペースで自分にあった方法で学習できる学校
- ③豊かな自然体験等ができる学校
- ④地域の人たちと交流する機会が多い学校
- ⑤伝統文化を体験できる学校
- ⑥多様な人たちとのかかわりについて学べる学校
- ⑦少人数で学ぶことができる学校
- ⑧相談できる先生が多くいる学校
- ⑨その他（ ）

5 その他

Q11：その他ご意見、ご提案等があれば記入してください。

長井市小・中学校教育環境等検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 長井市第6次総合計画、第3期長井市教育振興計画、長井市立地適正化計画等に定める市の将来像等及び今後の児童生徒数の動向等を踏まえながら、長井市の教育施策の目標の実現に向けて、地域の特色等を活かし、地域で子どもを見守り、育てるため、小学校、中学校における教育の特性に応じ、それぞれに求められる整備すべき教育環境の方向性を検討することを目的として、長井市小・中学校教育環境等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、整備すべき教育環境の方向性について審議し、意見を答申する。

（構成等）

第3条 委員会は、委員21名以内をもって構成し、次に掲げるものの中から教育委員会が委嘱する。

- （1）教育関係者
- （2）PTA 関係者
- （3）地域代表者
- （4）幼保園関係者
- （5）学識経験者
- （6）公募により選任された者

2 委員の任期は、令和10年3月31日までとする。

3 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議（次条第2項に規定する部会を含む。）の議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議等）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。ただし、初回の会議に限り、教育長が招集する。

2 委員会には、必要に応じて、部会（以下、「部会」という。）を設けることができる。

3 部会は、委員長が必要に応じ招集する。

4 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会又は部会に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

（教育アドバイザー）

第6条 長井市教育アドバイザーは、委員会又は部会に出席し、専門的な見地から助

言を行うことができる。

(傍聴)

第7条 委員会又は部会を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所及び職業を告げて、委員長の許可を受けなければならない。

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人の員数を制限することができる。

3 教育委員会教育委員は、前2項の規定に関わらず、会議を傍聴することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行し、令和10年3月31日限り、その効力を失う。